

平成 30 年 10 月 1 日 公布・施行

## 「いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び 同施行規則の改正について

### 1 当該条例について

#### (1) 沿 革

平成 24 年 8 月に公布された子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法の一部が改正され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について市町村の条例で定めることとされたことから、当該基準について定めた本条例を平成 26 年 9 月に制定。

本条例の制定にあたっては、国の基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」平成 26 年 4 月 30 日 厚生労働省令第 61 号）に基づいており、本基準が平成 30 年 4 月 27 日に改正されたことを受け、本市条例及び施行規則も所要の改正を実施。

#### (2) 類 型（参考）

| 事業名称               | 新制度の定義条件等（原則）   |
|--------------------|---|
| ①家庭的保育事業<br>（保育ママ） | 【家庭的な雰囲気による保育】<br>・対象：0～2歳児<br>・定員：5人以下<br>・職員数：3：1<br>・資格：家庭的保育者<br>・場所：家庭的保育者の居宅等<br>・連携施設※の設定必要（※保育所や認定こども園による保育内容の支援・家庭的保育終了後の受け皿。以下同じ。）  |
| ②小規模保育事業           | 【家庭的保育に近い雰囲気での保育】<br>・対象：0～2歳児<br>・定員：6～19人<br>・場所：特になし（例：ビルの空室等）<br>・連携施設の設定必要   |
| ③居宅訪問型保育事業         | 【主に障がい児や疾病のある児など】<br>・対象：0～2歳児<br>・定員：1人<br>・職員数：1：1<br>・場所：保護者宅<br>・資格：家庭的保育者  |
| ④事業所内保育事業          | 【従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育】<br>・対象：0～2歳児<br>・定員：1人以上（利用定員数に応じた地域枠定員設定義務あり）<br>・職員数：44・47条参照<br>・資格：保育士・保育従事者<br>・場所：事業所敷地内等<br>・20人未満の場合、連携施設の設定必要 |

### 2 平成 30 年 9 月定例会における条例改正の根拠等について

#### (1) 法的根拠・背景

（平成 30 年 4 月 27 日公布・同日施行）  
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準の一部を改正する省令

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）」を踏まえたもの

## (2) 基準の改正内容

### ① 連携先の基準緩和

家庭的保育事業の基準を定める省令及び本市条例においては、居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業等に、保育所等との連携協力\*を義務付けているところであるが、国は、平成 29 年度における地方からの提案を受け、連携協力のうち代替保育の提供に係る調整が全国的に難航している現状に鑑み、以下のとおり基準の改正を行った。

※連携協力の内容

- ① 保育内容の支援（例：健康診断、園庭解放など）
- ② 代替保育の提供（保育士等の融通）
- ③ 卒園後の受け皿の設定（3歳以降の入園先の確保）

### 同条例第7条（保育所等との連携）

#### 現 行（要 約）

居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業等（(1)家庭的保育事業 (2)小規模保育事業 (3)事業所内保育事業）は、連携協力\*を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。

#### 改正後（要 約）

連携協力のうち、「②代替保育の提供」については、

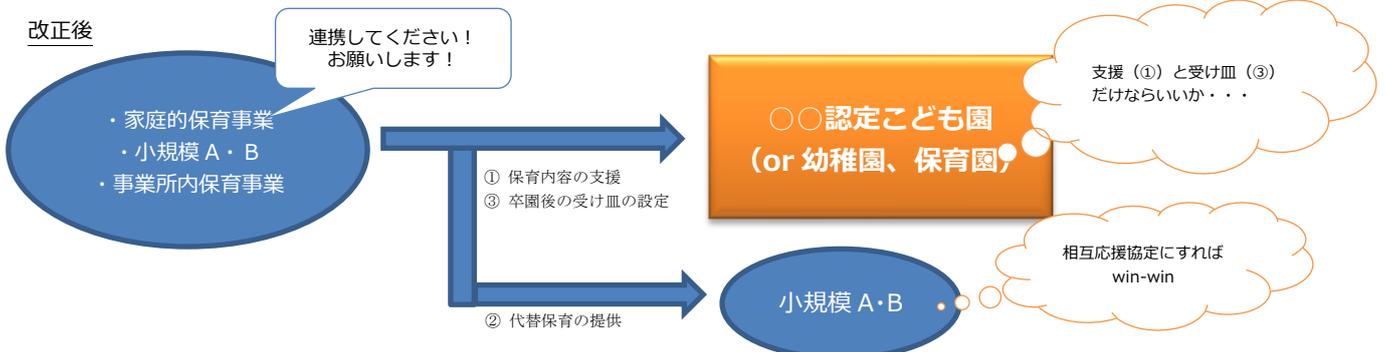
市町村長が、「家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合」で、

- 条件
- i.) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている かつ
  - ii.) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられている ときには、
- 可能要件
- A 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合（ほかの園に混ぜてもらう場合など）
    - ⇒ 小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業を行う者との連携
  - B 事業実施場所において代替保育が提供される場合（ほかの園の先生に来てもらう場合）
    - ⇒ 小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者との連携でも可とすることができる。

これまで



改正後



## ② 食事の搬入を行う相手先の基準緩和

家庭的保育事業の基準を定める省令及び本市条例においては、居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業等に、自園調理を義務付けているところであるが、その特例として、一定の要件を満たす場合に外部搬入を認める施設を列挙している。①同様、国は地方からの提案を受け、居宅で保育が行われる家庭的保育事業においては、調理設備・調理員の確保が全国的に難航している現状に鑑み、家庭的保育事業に限り、以下のとおり基準の改正を行った。(③も同様の趣旨に基づくもの)

### 同条例第 17 条 (食事の提供の特例)

次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、規則で定める施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。(以下、略)

### 同施行規則第 2 条 (搬入施設)

| 現 行   |
|---|
| 一 連携施設  |
| 二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等                           |
| 三 共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。) |

| 改 正 後 (四を追加)  |
|---|
| 四 <u>保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの</u> (家庭的保育事業者が家庭的保育者の居宅において家庭的保育事業を行う場合に限る。) |

## ③ 自園調理機能設置義務に係る経過措置の延長

### 条例附則第 2 項

| 現 行 (要 約)  |
|--|
| 省令(条例)の施行日以降に、家庭的保育事業者等の認可を得た施設においては、施行の日から <u>5 年</u> を経過する日までの間、調理員の配置及び調理室又は調理設備の設置を要しないことができる。 |

| 改 正 後 (要 約)  |
|--|
| 家庭的保育事業 (家庭的保育事業者が居宅において家庭的保育事業を実施する場合に限る。)の認可を得た施設等については、施行の日から <u>10 年</u> を経過する日までの間、調理員の配置及び調理室又は調理設備の設置を要しないことができる。 |

### 3 市内家庭的保育事業者等の状況（参考）

#### (1) 市内家庭的保育事業者等の連携協力状況一覧

| 施設名称         | 類型    | 認可日       | 連携先       | 連携協定締結日    |
|--------------|-------|-----------|-----------|------------|
| ゆしまや保育園      | 事業所内  | H27. 9. 1 | かなや幼稚園    | H27. 7. 1  |
| はなまる保育園      | 事業所内  | H28. 4. 1 | あそびの森こども園 | H28. 7. 27 |
| ひなた保育園       | 小規模 A | H28. 4. 1 | なし        | -          |
| パライソエンジェル保育園 | 事業所内  | H28. 4. 1 | あそびの森こども園 | H28. 3. 16 |
| ベビーハウスわたなべ   | 家庭的   | H28. 4. 1 | あそびの森こども園 | H28. 2. 9  |
| くるみ保育園       | 小規模 A | H28. 9. 1 | 愛宕保育園     | H28. 8. 17 |
| アカシヤ保育園      | 小規模 A | H30. 4. 1 | 愛宕保育園     | H30. 4. 1  |
| たねまき保育園      | 小規模 A | H30. 4. 1 | さかえ保育園    | H30. 4. 1  |
| 子供の部屋保育園     | 小規模 A | H30. 4. 1 | たかつき保育園   | H30. 4. 1  |

⇒ H30. 6 月現在、ひなた保育園のみ連携協力施設なし。（小島保育園と調整中とのこと）

#### (2) 市内家庭的保育事業者等の調理師・調理室整備状況一覧等

| 施設名称         | 類型    | 調理員の有無 | 調理室の有無 |
|--------------|-------|--------|--------|
| ゆしまや保育園      | 事業所内  | ○      | ○      |
| はなまる保育園      | 事業所内  | ○      | ○      |
| ひなた保育園       | 小規模 A | ○      | ○      |
| パライソエンジェル保育園 | 事業所内  | ○      | ○      |
| ベビーハウスわたなべ   | 家庭的   | ○      | ○      |
| くるみ保育園       | 小規模 A | ○      | ○      |
| アカシヤ保育園      | 小規模 A | ○      | ○      |
| たねまき保育園      | 小規模 A | ○      | ○      |
| 子供の部屋保育園     | 小規模 A | ○      | ○      |

### 4 本市の対応（考え方）について

次の理由により、国基準の改正内容に準じ本市の条例及び規則も改正。

| 改正内容                  | 対応   | 理由  |
|-----------------------|------|---|
| ①代替保育連携先の基準緩和         | 条例改正 | 〔家庭的保育、小規模保育、事業所内保育事業に係る改正〕<br>代替保育については、例えば、集団インフルエンザによる欠勤時の対応など危機管理体制を整えておく点で、その意味合いは大きい。こうした中で、全国的に連携施設の確保に苦慮している実態を踏まえ、基準が緩和されたもの。<br>本市としても施設の選択肢が増える点でメリットがあることから同様の改正を行う。  |
| ②食事の搬入を行う相手先の基準緩和     | 規則改正 | 〔家庭的保育事業に限った改正〕<br>②については、搬入業者に連携施設や同一法人、共同調理場に加え、保育所、認定こども園の調理業者も対象に加えるもの。また、③については、既存の調理設備をもたない施設に対しての経過措置を 5→10 年とするものである。<br>市の実状として市内の家庭的保育事業者は、既に調理師及び調理設備を確保している 1 施設のみで、現時点においては新規参入の予定はないものの、本市でも待機児童がおり、受け皿づくりとしては国に準じて行く必要があることから同様の改正を行う。 |
| ③自園調理機能設置義務に係る経過措置の延長 | 条例改正 |   |